## 「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」

お問い合わせ**な** 年金班 043-223-4116

平成27年10月に被用者年金制度が一元化されたことに伴い、「年金払い退職給付制度」が新たに設けられました。この制度は将来の年金給付に必要な原資を予め保険料で積み立てる「積立方式」による給付です。 この積み立てられた保険料の総額を「給付算定基礎」といいます。

これまで積み立てた給付算定基礎額の残高は毎年1回共済組合本部から組合員の方のご自宅へ送付している 「給付算定基礎額残高通知書」で確認することができます。送付日は7月下旬頃の発送を予定しています。

※この通知書は「お知らせ」であり、手続きが必要なものではありません。



## 共済組合の貸付けを受けるには…?

お問い合わせ 🏠 経理·貸付班 043-223-4122

## 貸付けの申込みについて

貸付けの申込み(書類提出)期限は毎月 15 日(休祭日の場合は翌開庁日)【必着】、 貸付金の送金は翌月 21 日(休祭日の場合は銀行等の翌営業日)です。

- 申込様式はホームページに掲載していません。所属所に在庫が無い場合は、必要な申込書の種類と部数を明記し、郵送料金分の切手を貼った返信用封筒を同封の上、お取寄せください。
- 貸付けに関する注意事項や添付書類の詳細については、「互助会 Diary」や「貸付事務の手引き」 等で確認してください。
- 申込締切間際に申込書を提出した場合、記入事項の不備や添付書類の不足等により貸付けができないことがあります。できるだけ余裕を持って提出してください。

## ご注意ください!

- 貸付け申込みの際は、必ず必要額を確定させ、書類を全て整えてから提出してください。
- 「電話での問い合わせ」や「貸付申込書の提出」等では貸付けは決定されません。貸付申込み後、<u>審査</u> の結果によっては貸付けできない場合もありますので、予めご了承ください。
- 個人情報保護のため電話での残高照会は行っておりません。借換えや繰上償還の申込みにあたっては、 利率改定時や貸付決定後に送付している「償還表」で残高を確認する必要がありますので、「償還表」は **償還が終了するまで大切に保管**してください。
- 貸付後又は猶予申出後等で状況に変更が生じた場合は、すみやかに当支部まで連絡願います。

収入に見合わない借り入れは多重債務に陥るきっかけとなります。健全な資金計画をたてましょう。